

「人材定着・組織開発プログラム」運営業務に関する企画提案公募要項

本要項は人材定着・組織開発プログラム運営業務を委託するにあたり、公募型の提案審査随意契約方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本公募は令和 8 年度予算原案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容に応じて変更及び中止の可能性がある。

1 事業目的

企業が直面する「人材の確保・定着」「従業員エンゲージメントの向上」などの人材・組織面の課題に対し、個別施策としてではなく経営戦略の一環として捉え直すことが必要である。本業務は、企業のマネジメント層（経営者、次期経営者、リーダー等）が、組織風土の改善や人材定着の仕組みづくりを自ら推進できるよう、マネジメントやコミュニケーションスキルを学び、現場での実践を通して身に着ける研修プログラムを実施し、選ばれる組織づくりを実現することを目的とする。

また、本事業を通じて得られた成果や好事例を広く地域企業へ発信し、人材定着・組織開発が経営戦略上の重要なテーマであるという認識の醸成を図るとともに、地域企業全体の経営力向上につなげることを目指す。

2 業務の内容

受託者は、別紙仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。

3 提案上限額

5,900,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

4 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人を核にした複数者による共同企業体であって次の要件をすべて満たす者とする。

- （１） 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- （２） 各種法令を遵守できること。
- （３） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。
- （４） 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- （５） 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- （６） 仙台市税（仙台市内に事業所を有しない事業者にとっては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （７） 受付期限内に、仙台市の有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。

- (8) 共同企業体に関する条件は以下の通りとする。
- ・代表団体は業務の遂行に責任を持つこと。
 - ・単独で応募した法人は、共同企業体の代表団体および構成団体となることはできない。
 - ・2以上の共同企業体の代表団体および構成団体となることはできない。
 - ・企画提案書類提出後、共同企業体の代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めない。
 - ・共同企業体を構成する団体はすべて応募資格の(1)～(7)を満たすこととする。

5 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）とする。

(2) 予算規模

5,900,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下「事業団」という。）と調整し、契約金額を決定する。なお、本事業においては、参加企業から 1 社あたり 50,000 円（税込）の参加料を徴収する予定であり、最大 10 社分（計 500,000 円）の参加料収入を含むものとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託費の支払条件

完了払（業務完了後、事業団の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。）

ただし、契約金額の 10 分の 3 を限度として前金払もしくは区分払いを発注者に請求することができる。

(5) その他

- ・事業団は、提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議が整ったときには、別途事業団が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
- ・委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・本業務により生じた特許権等の知的財産権は、原則として事業団に帰属するものとする。ただし、事業団と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

6 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期間 令和 8 年 2 月 24 日（火）正午まで

(2) 提出先 本要項 13 記載の担当課・連絡先

(3) 受付方法 質問票（様式第 1 号）に記入のうえ、電子メールで提出する。

※電子メールのタイトルには「人材定着・組織開発プログラムに関する質問」と記載すること。

※質問は 1 社につき 1 回までとする。

- (4) 回答 質問者に個別に回答するほか、必要に応じてホームページに回答を掲載する。

https://www.siip.city.sendai.jp/ouen/event/20260217_jutakusyakoubo.html

7 参加手続

本プロポーザルへ参加を希望する者は、以下により参加表明書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月2日(月) 17:00 必着

- (2) 提出先 本要項13記載の担当課・連絡先

- (3) 提出方法 電子ファイルを、電子メールで提出する。

※電子メールのタイトルには「人材定着・組織開発プログラム企画提案参加表明書の提出」と記載すること。

- (4) 提出書類

・参加表明書兼誓約書(様式第2号)

・会社概要又は事業概要等

※応募者の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

※共同企業体で応募する場合、構成する団体のすべての会社概要又は事業概要を添付すること。

8 企画提案書の提出

本業務の受託を希望する者は、以下により応募書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月5日(木) 17:00 必着

- (2) 提出先 本要項13記載の担当課・連絡先

- (3) 提出方法 郵送又は持参にて提出すること。

持参の場合、受付は営業日の8:30から17:00とし、郵送の場合は書留に限る。なお、電子ファイルでも提出する必要があるものに関しては、電子メールでも提出すること。

※電子メールのタイトルには「人材定着・組織開発プログラムに関する企画提案書」と記載すること。

- (4) 提出書類 次の表のとおりとする。

※各種証明書については発行日より3か月以内のものを提出すること(コピー可)。

※共同企業体で応募する場合、以下表における☆の書類については構成するすべての団体について提出すること。

提出物	必要部数	備考
応募申込書（様式第3号）	1	
企画提案書（様式第4号）	5	電子メールにより電子ファイルでも提出すること
必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）	5	電子メールにより電子ファイルでも提出すること
☆定款又は寄付行為	1	
☆履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）	1	
☆提案者の概要が分かる資料（会社案内等）	5	
☆提案者の直近（1年分）の決算書又はこれに類する書類	1	
☆市税の滞納がないことの証明書（仙台市内に事業所を有しない事業者にあつては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）	1	
☆法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（所管する各税務署発行）	1	
（共同企業体の応募のみ）本企画提案の応募に係る協定書またはこれに類する書類の写し（任意様式）	1	

（5） 提案書類作成上の注意

- ・企画提案書については、図表等を用いて分かりやすく記載し、ページ番号を付すこと。なお、添付資料も含めて A4 版長辺綴りの両面印刷で 20 ページ以内とすること。
- ・企画提案書以外の提出書類は、A4 版縦に横書き、両面、左綴りとすること。
- ・企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出資料等は返却しないこととする。

（6） 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・企画提案書等の提出書類に虚偽の申請を行った場合
- ・提案上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した場合

9 受託候補者の選定について

以下により受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類をもとに面接審査を行う。

※提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、面接審査を行う事業者を決定する。

(2) 審査基準

審査は以下の項目及び配点（合計 100 点）により行う。

①事業目的との合致性（20 点）

- ・事業の目的を十分に踏まえた内容となっているか

②事業者の事業遂行能力（30 点）

- ・事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか
- ・事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか

③事業の企画性（30 点）

- ・事業効果を高めるための創意工夫がなされているか（20 点）
- ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか（10 点）

④事業に必要な経費について（20 点）

- ・事業を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか
- また、内訳は適正かつ合理的なものか

(3) 以下の日時、会場において全提案者（提案事業者が多数の場合は一次審査通過者）に対して面接審査を実施する。

日 時：令和 8 年 3 月 12 日（木）※詳細時間は未定

会 場：事業団会議室（仙台市青葉区中央 1－3－1 AER7 階）

内 容：提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと。

出席者：1 団体あたり 3 名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

その他：面接審査の開始時間を含む詳細については、様式第 3 号応募申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対してメールで通知する。

10 契約に関する事項

- (1) 委託契約は、「9 受託候補者の選定について」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約時における仕様書は、別紙本事業の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて、協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

11 スケジュール

令和8年2月24日(火)	正午	質問票の提出期限
令和8年3月2日(月)	17:00	参加表明書の提出期限
令和8年3月5日(木)	17:00	企画提案書等の提出期限
令和8年3月12日(木)		面接審査
令和8年3月16日(月)		審査結果通知
令和8年4月1日(水)		業務委託契約締結、事業開始
令和9年3月31日(水)		契約終了

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、事業団と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、進捗状況を定期的に事業団に報告すること。
- (4) 本業務において広報等を行なう場合にあっては、事業団からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に事業団の閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。

13 担当課・連絡先

公益財団法人仙台市産業振興事業団 組織活性推進課(担当 望月・及川)

〒980-6105 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER5階

TEL: 022-748-6877 E-mail: koyoushien@siip.city.sendai.jp